

入札契約制度の改正について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、更なる透明性の確保、公正な競争の促進を図るため、次のとおり入札契約制度の改正を行う。

1. 一般競争入札の拡大

(1) 建設工事

現在は、予定価格250万円以下が随意契約、設計金額5千万円未満を指名競争入札、設計金額5千万円以上を一般競争入札により実施している。今回の改正では、設計金額が250万円を超えるものは原則として一般競争入札の対象とする。(現在試行中の総合評価落札方式は下表のとおり)

現 行

金 額	250 万円		5000 万円	
入札方式	随意契約	指名競争入札	一般競争入札	
			総合評価（一般競争入札）	

改正案

金 額	250 万円		
入札方式	随意契約	一般競争入札	
		総合評価（一般競争入札）	

※指名競争入札対象工事（改正後建設工事競争入札取扱要綱第29条）

- ・特別な技術を要し施工可能なものが極めて限定される工事
- ・理事長が特に必要と認める工事
- ・一般競争入札に付したが落札に至らず再入札を行う場合

改正する要綱等

広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱（一部改正）

建設工事に係る予定価格公表の試行について（一部改正）

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

現在は、予定価格100万円以下が随意契約、設計金額が100万円を超えるものを指名競争入札で実施している。今回の改正では、設計金額が100万円を超えるものは原則として一般競争入札の対象とする。(現在試行中のポータル方式は下表のとおり)

現 行

金 額	100 万円		5000 万円	
入札方式	随意契約	指名競争入札		
		標準型又は公募型 ^フ ロホ ^ー ザ ^ル	公募型 ^フ ロホ ^ー ザ ^ル	

改正案

金 額	100 万円		5000 万円	
入札方式	随意契約	一般競争入札		
		標準型又は公募型 ^フ ロホ ^ー ザ ^ル	公募型 ^フ ロホ ^ー ザ ^ル	

※指名競争入札対象業務（改正後測量・建設コンサルタント等業務入札取扱要綱第 19 条）

- ・特別な技術を要し履行可能なものが極めて限定される業務
- ・理事長が特に必要と認める業務
- ・一般競争入札に付したが落札に至らず再入札を行う場合（第 2 項）

改正する要綱等

広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱（一部改正）

（3）物品等・その他業務

現在は、個々の案件に応じて指名競争入札、一般競争入札を担当課で判断し選定委員会に諮り決定しているが、今回の改正により、随意契約対象以外のものは原則として一般競争入札の対象とする。

現 行（※物品 購入 160 万円 借入 80 万円 その他業務 100 万円）

金 額	※	
入札方式	随意契約	指名競争入札または一般競争入札

改正案（※物品 購入 160 万円 借入 80 万円 その他業務 100 万円）

金 額	※	
入札方式	随意契約	一般競争入札

※指名競争入札対象業務（新規制定 物品購入及び役務の提供等の競争入札に関する取り扱いについて）

- ・理事長が特に必要と認める場合

改正する規定等

物品購入及び役務の提供等の競争入札に関する取扱について（新規制定）

2. 広島高速道路公社競争入札等執行委員会の設置

一般競争入札の拡大により、競争入札参加資格審査委員会と競争入札参加資格者等選定委員会に付議する案件も増加すると見込まれるが、両委員会の付議事項が入札前に審議すべき一連の事項であることから、両委員会を統合し審議を集約することで事務の簡素化を図る。

改正する要綱等

広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱（一部改正）

広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱（一部改正）

（ 広島高速道路公社競争入札参加資格審査委員会設置要領（廃止）
広島高速道路公社競争入札参加者等選定委員会設置要領（廃止） ）



広島高速道路公社競争入札等執行委員会設置要領（新規制定）

3. 長期継続契約の導入

地方自治法234条の3に定める長期継続契約（債務負担によらない翌年度以降の契約）を導入するため、公社会計規程実施細則を改正する。

通常単年度で契約を締結するのが原則であるが、長期継続契約の導入により債務負担行為を設定しなくても、各年度の予算の範囲内において、年度を超える契約を行うことができる。

このため、県・市の条例で定められている契約に準じるもの（物品のリース契約・役務の提供を受ける契約）については長期継続契約を可能とするよう改正を行う。

想定される契約

リース契約	ノートパソコン・コピー機・シュレッダー等
役務の提供	集配金・設備保守点検・財務技術支援等

改正する規程等

広島高速道路公社社会計規程実施細則（一部改正）

広島高速道路公社長期継続契約に関する取扱要領（新規制定）

広島高速道路公社委託契約約款（役務の提供）長期継続契約用（新規制定）

広島高速道路公社委託契約約款（管理業務）長期継続契約用（新規制定）

4. 建設工事における部分払金の支払限度額の変更

現在、部分払金額は公社会計規程第30条において、既済部分に対する代価の90%を部分払金額と定めているが、請負者に対する適正な資金支払の観点から契約期間が2年度以上にわたる大規模工事を対象に例外規定を設け、理事長が認めたものについては、既済部分に対する代価の全額まで支払うことを可能とするよう改定する。

改正する規程等

広島高速道路公社社会計規程（一部改正）

広島高速道路公社建設工事請負契約約款（一部改正）

実施時期

平成20年4月1日から適用

1. 一般競争入札の拡大
2. 広島高速道路公社競争入札等執行委員会の設置
3. 長期継続契約の導入

平成20年2月12日から適用

4. 建設工事における部分払金の支払限度額の変更